

**研究ノート****相談援助実習の現状と課題**

— 評価表データと実習指導者へのインタビュー調査から —

岡 村 ゆかり

**はじめに**

わが国は高齢化や人口減少が進み、求められる社会福祉のあり方も変容しており、その中核を担うことが期待される社会福祉士の役割にも変化が認められる。政府が目指す「地域共生社会」の実現に向けた取り組みと相まって、2019（平成31）年には、社会福祉士養成カリキュラムの見直しが予定されているところである。

これまでの30年間の社会福祉士養成において、カリキュラムの見直しは2度行われた。要となる実習を中心に、実際に社会福祉士の実践的な力量を身につけられるように、その内容は変化してきた。とりわけ実習教育は、養成校によってその実施内容にばらつきがみられたこともあり、実習ガイドラインと評価表によって一定の基準を共有するようになって久しいが、2019（平成31）年の見直しにおいても、実習教育は重要視される見通しである。その養成カリキュラムの見直しの前に、これまでの取り組みを振り返る必要があると考える。

現在、「相談援助実習」として180時間（4週間）以上の実習が実施されている。社会福祉士の実践領域は広く、さまざまな機関・施設で行われることから、実習内容の共通化は難しい側面もあるが、いずれの実習先であれ、その教育効果は小さくない。以上を踏まえて本稿は、社会福祉士養成における実習教育の内容を再検討することを目的とするものである。具体的には、A大学における相談援助実習履修者の5年間の評価表データを用いて現状を把握し、その結果をもとに行った実習指導者へのインタビューを通して相談援

助実習の課題を明らかにしたい。

## 1. 社会福祉士養成の変遷

### 1-1. 社会福祉士の定義と養成カリキュラム

社会福祉士は、1987（昭和62）年に社会福祉士及び介護福祉士法（以下、士士法）成立により誕生し30年が経過した。その間、社会福祉士を取り巻く環境の変化から、養成カリキュラムは二度の見直しが行われた。一度目は社会福祉士制度が誕生してから10年後、二度目は20年が経過した後である。

表1 社会福祉士及び介護福祉士法における定義

|    | 1988(昭和63)年   | 1999(平成11)年の見直し | 2007年(平成19)年の見直し  |
|----|---|-----------------|---|
| 定義 | この法律において、「社会福祉士」とは、第28条の登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと(第7条において「相談援助」という。)を業とする者をいう。 | 同左              | この法律において「社会福祉士」とは、第28条の登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者(第47条において「福祉サービス関係者等」という。))との連絡及び調整その他の援助を行うこと(第7条及び第47条の2において「相談援助」という。)を業とする者をいう。 |

[社会福祉士及び介護福祉士法第2条（下線は筆者）]

表1は士士法において定義された社会福祉士の役割の抜粋である。2007年同法改正において、障害当事者への相談、助言、指導から「福祉サービスを提供する者又は医師その他の…（中略）…関係者との連絡及び調整、その他の援助を行うこと」と役割が拡大され、これを受けて養成課程における科目及び時間数も改められた。

表2は指定科目の変遷をまとめたものである。まず、1999（平成11）年の見直しでは、「特に他の保健・医療関連専門職種と肩を並べて協働できる実践力量の涵養を強化する」（米本、2002：1）ことを目的とされた。具体的には、それまで「社会福祉援助技術総論」（60時間）、「社会福祉援助技術各論Ⅰ（ケースワーク及びグループワークを含む。）」（60時間）、「社会福祉援助技術各論Ⅱ（コミュニティワーク及び社会福祉調査法を含む。）」（60時間）の3科目として設定されていたものが、合体する形で、「社会福祉援助技術論」（120時間）となった。また、「社会福祉援助技術演習」の時間数が

表2 社会福祉士養成における指定科目の変遷

| 1988(昭和63)年                            |       | 1999(平成11)年の見直し   |       | 2007年(平成19)年の見直し         |       |
|--|-------|-------------------|-------|--------------------------|-------|
| 科目                                     | 時間数   | 科目                | 時間数   | 科目                       | 時間数   |
| 1.社会福祉原論                               | 60    | 1.社会福祉原論          | 60    | 1.人体の構造と機能及び疾病           | 30    |
| 2.老人福祉論                                | 60    | 2.老人福祉論           | 60    | 2.心理学理論と心理的支援            | 30    |
| 3.障害者福祉論                               | 60    | 3.障害者福祉論          | 60    | 3.社会学理論と社会システム           | 30    |
| 4.児童福祉論                                | 60    | 4.児童福祉論           | 60    | 4.現代社会と福祉                | 60    |
| 5.社会保険論                                | 60    | 5.社会保険論           | 60    | 5.社会調査の基礎                | 30    |
| 6.公的扶助論                                | 30    | 6.公的扶助論           | 30    | 6.相談援助の基礎と専門職            | 60    |
| 7.地域福祉論                                | 30    | 7.地域福祉論           | 30    | 7.相談援助の理論と方法             | 120   |
| 8.社会福祉援助技術総論                           | 60    | 8.社会福祉援助技術論       | 120   | 8.福祉行政と福祉計画              | 30    |
| 9.社会福祉援助技術各論Ⅰ(ケースワーク及びグループワークを含む。)     | 60    | 9.社会福祉援助技術演習      | 120   | 9.福祉サービスの組織と経営           | 30    |
| 10.社会福祉援助技術各論Ⅱ(コミュニティワーク及び社会福祉調査法を含む。) | 60    | 10.社会福祉援助技術現場実習   | 180   | 10.福祉サービスの組織と経営          | 30    |
| 11.社会福祉援助技術演習                          | 60    | 11.社会福祉援助技術現場実習指導 | 90    | 11.社会保険                  | 60    |
| 12.社会福祉援助技術現場実習                        | 270   | 12.心理学            | 30    | 12.高齢者に対する支援と介護保険制度      | 60    |
| 13.心理学                                 | 30    | 13.社会学            | 30    | 13.障害者に対する支援と障害者自立支援制度   | 30    |
| 14.社会学                                 | 30    | 14.法学             | 30    | 14.児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 | 30    |
| 15.法学                                  | 30    | 15.医学一般           | 60    | 15.低所得者に対する支援と生活保護制度     | 30    |
| 16.医学一般                                | 60    | 16.介護概論           | 30    | 16.保健医療サービス              | 30    |
| 17.介護概論                                | 30    |                   |       | 17.就労支援サービス              | 15    |
| 合計                                     | 1,050 | 合計                | 1,050 | 18.権利擁護と成年後見制度           | 30    |
|  |       |                   |       | 19.更生保護制度                | 15    |
|  |       |                   |       | 20.相談援助演習                | 150   |
|  |       |                   |       | 21.相談援助実習指導              | 90    |
|  |       |                   |       | 22.相談援助実習                | 180   |
|  |       |                   |       | 合計                       | 1,200 |

[社会福祉士及び介護福祉士法第7条第一号の規定に基づき社会福祉に関する科目を指定する件(昭和62年厚生省告示第200号/平成11年12月28日厚生省告示第255号)、社会福祉に関する科目を定める省令(平成20年文科省、厚労省令第3号)(下線は筆者)]

60時間から120時間へと二倍に増加した。さらに、「社会福祉援助技術現場実習」(270時間)は、「社会福祉援助技術現場実習」(180時間)と「社会福祉援助技術現場実習指導」(90時間)に分割された。この時点においては、実習と演習部分が主な見直し対象となっており、特に実習部分については、それまで「社会福祉援助技術現場実習」(270時間)のなかに含まれていた「実習指導」が独立することとなった。米本(2002:1)によれば、「社会福祉援助技術演習と社会福祉援助技術現場実習における改編が社会福祉士の実践力を高める意図を持っていた」とされる。

次に、2007(平成19)年の見直しは大きな見直しとなった。社会福祉士を取り巻く社会状況が大きく変化し、国民の福祉ニーズが複雑化・多様化していることや、国民の福祉ニーズに対応することができる高い実践力を養うことをねらってとされる。具体的には、まず、士士法における社会福祉士の「定義」が見直された。そのうえで、それまでの16科目・1,050時間から22科目・1,200時間へと、科目の専門分化と総時間数増というカリキュラムの大幅な見直しが行われた。このときも実習の重要性が改めて認識され、実習と演習についてはさまざまな角度から見直しが行われることとなった。

さらに、2019（平成31）年にもカリキュラムの見直しが予定されている。平成30年に公表された社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」（以下、「報告書」）によれば<sup>1</sup>、政府が展開する「地域共生社会」<sup>2</sup>の実現と相まって、多様化・複雑化する「地域の課題」に対応することが、社会福祉士に求められるという。具体的には、「複合化・複雑化した課題を受け止める多機関の協働による包括的な相談支援体制」や「地域住民等が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制の構築を進めていくこと」が求められており、それらの体制の構築・推進において、「社会福祉士がソーシャルワークの機能を発揮することが期待されている」とする。また、「包括的支援体制のコーディネート」や「社会資源の開発」、「地域住民への支援と協働」、「多職種多機関との連携（連絡調整）」といった役割が示されており、2007年の見直しよりもさらに踏み込んだものとなっている。

2018年4月発行の『ソーシャルワーク研究44（1）』では『我が事・丸ごと』地域共生社会の実現にソーシャルワークはどう向き合うか」という特集が組まれ、同誌において人材育成について論じた諏訪（2018）は、今回示された役割は、「従来いわれてきた役割を大きく変えるものではな」く、「政策の変化によって、社会福祉士らしい活動ができる可能性が大きくなった」とする。そのため、養成教育に係る部分については、根本的な見直しではなく、「求められる役割が本当に発揮できているのかという視点」からの見直しについて言及している。

以上のように、少子高齢化による社会保障制度の見直しを受けて、士士法の改正やそれを受けたソーシャルワーク専門職としての社会福祉士の養成課程は、実践力涵養を掲げて実習教育を重視する姿勢を明確にしてきた観がある。次節では、こうした制度改革を受けて実習教育の内容に変化が求められ、さらに今後、いかなる改革がなされようとしているのか確認する。

## 1-2. 実習教育の変遷

### ①厚生労働省通知にみる実習教育

養成カリキュラムの変遷から明らかなように、社会福祉士養成は実習教育を重視したカリキュラムとなっている。表3は厚生労働省によるこれまでの通知内容から実習の目標をまとめたものである。

表3 厚労省通知に示される実習の目標

|           | 1988(昭和63)年  | 1999(平成11)年の見直し   | 2007年(平成19)年の見直し   |
|-----------|--|---|--|
| 実習の目標・ねらい | 1 現場体験を通して社会福祉専門職(社会福祉士)として仕事をすすめるうえで必要な「専門知識」、「専門援助技術」及び「関連知識」の内容の理解を深める。<br>2 「専門知識」、「専門援助技術」及び「関連知識」を実際に活用し、介護を必要とする老人や障害者等に対する「相談援助業務」に必要な資質・能力・技術を習得する。<br>3 職業倫理を身につけ、福祉専門職としての自覚にもとづいた行動ができるようになる。<br>4 具体的な体験や援助活動を、専門的援助技術として概念化し理論化し体系だてていくことができる能力を涵養する。<br>5 関連分野の専門職との連携のあり方及びその具体的内容を理解する。 | 1 現場体験を通して社会福祉専門職(社会福祉士)として仕事をすすめるうえで必要な「専門知識」、「専門援助技術」及び「関連知識」の内容の理解を深める。<br>2 「専門知識」、「専門援助技術」及び「関連知識」を実際に活用し、相談援助業務に必要な資質・能力・技術を習得する。<br>3 職業倫理を身につけ、福祉専門職としての自覚にもとづいた行動ができるようになる。<br>4 具体的な体験や援助活動を、専門的援助技術として概念化し理論化し体系だてていくことができる能力を涵養する。<br>5 関連分野の専門職との連携のあり方及びその具体的内容を理解する。 | ①相談援助実習を通して、相談援助に係る知識と技術について具体的かつ実際に理解し実践的な技術等を体得する。<br>②社会福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。<br>③関連分野の専門職との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。 |

[社会福祉士養成施設等における授業科目の目標及び内容並びに介護福祉士養成施設等における授業科目の目標及び内容について(昭和63年2月12日社庶第26号/平成11年11月11日社援2667号)、大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について(平成20年3月28日19文科高第917号社援発第0328003号)(下線は筆者)]

1988(昭和63)年には、5つの目標が掲げられており、「専門」という言葉が多用されていることは注目に値する。将来の少子高齢化社会を見据え、社会福祉士が「専門職」として活躍することを強く意識させる目的があったのではないかと考えられる。

1999年には、実習の目標は一つ、内容については二つの見直しがなされている。具体的には、1988年の実習の目標の2(表3)にあった「介護を必要とする老人や障害者等に対する」という部分が削除されたのである。それに対応して実習の内容(表4)についても、当初のa)とd)をア)に集約し、「利用者やその関係者」と「基本的なコミュニケーションや人との付き合い方などの円滑な人間関係を形成する能力を強める」と変更され、e)の「運営」をオ)の「経営」へと置き換えた。限定的だった対象を広くとらえなおし、社会福祉施設のもつ公益性や非営利性、あるいは措置制度に鑑みてなじ

表4 厚労省通知に示される実習の内容

|       | 1988(昭和63)年  | 1999(平成11)年の見直し  | 2007年(平成19)年の見直し  |
|-------|--|--|---|
| 実習の内容 | (留意点)<br>a) 利用者を理解し、ニーズを把握する能力を強める<br>b) 利用者やその関係者(家族・親族・友人等)と援助関係を作る能力を強める<br>c) 利用者やその関係者(家族・親族・友人等)の問題解決能力を高めるように援助する能力を強める<br>d) 施設・機関・団体等の職員やボランティアとの人間関係形成する能力を強める | (留意点)<br>ア) 利用者やその関係者、施設・機関・団体等の職員やボランティア等との基本的なコミュニケーションや人との付き合いなどの円滑な人間関係を形成する能力を強める<br>イ) 利用者やその関係者(家族・親族・友人等)と援助関係を作る能力を強める<br>ウ) 利用者やその関係者(家族・親族・友人等)の問題解決能力を高めるよう援助する能力を強める<br>オ) 福祉専門職(社会福祉士)としての職業倫理、施設・機関・団体の経営や職員の就業などに関する規定を学び、組織の一員として仕事を計画し、責任を果たす能力を強める<br>カ) 実習生が、当該実習先がコミュニティの中の機関・施設であることを理解するとともに、具体的なコミュニティへの働きかけについて学び、その援助のための能力を強化する<br>キ) 福祉専門職(社会福祉士)のあるべき姿と必要な能力を実際に学び、自己を客観視し、解決すべき自己の課題を明確化し、理解を深める | ア) 利用者やその関係者、施設・事業者・機関・団体等の職員、地域住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや人との付き合いなどの円滑な人間関係の形成<br>イ) 利用者理解とその需要の把握及び支援計画の作成<br>ウ) 利用者やその関係者(家族・親族・友人等)との援助関係の形成<br>エ) 利用者やその関係者(家族・親族・友人等)への権利擁護及び支援(エンパワメントを含む)とその評価<br>オ) 多職種連携をはじめとする支援におけるチームアプローチの実践<br>カ) 社会福祉士としての職業倫理、施設・事業者・機関・団体等の職員の就業などに関する規定への理解と組織の一員としての役割と責任への理解<br>キ) 施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実践<br>ク) 当該実習先が地域社会の中の施設・事業者・機関・団体であることへの理解と具体的な地域社会への働きかけとしてのアウトリーチ、ネットワーキング、社会資源の活用・調整・開発に関する理解 |
|       | イ) 実習生が、当該実習施設がコミュニティの中の機関・施設であることを理解するとともに、具体的なコミュニティへの働きかけについて学び、その援助のための能力を強化する   | イ) 実習生が、当該実習先がコミュニティの中の機関・施設であることを理解するとともに、具体的なコミュニティへの働きかけについて学び、その援助のための能力を強化する  | イ) 実習生が、当該実習先が地域社会の中の施設・事業者・機関・団体であることを理解と具体的な地域社会への働きかけとしてのアウトリーチ、ネットワーキング、社会資源の活用・調整・開発に関する理解   |
|       | ロ) 福祉専門職(社会福祉士)のあるべき姿と必要な能力を実際に学び、自己を客観視し、解決すべき自己の課題を明確化し、理解を深める   | ロ) 福祉専門職(社会福祉士)のあるべき姿と必要な能力を実際に学び、自己を客観視し、解決すべき自己の課題を明確化し、理解を深める   | ロ) 福祉専門職(社会福祉士)のあるべき姿と必要な能力を実際に学び、自己を客観視し、解決すべき自己の課題を明確化し、理解を深める  |
|       |  |  |   |

[社会福祉士養成施設等における授業科目の目標及び内容並びに介護福祉士養成施設等における授業科目の目標及び内容について(昭和63年2月12日社庶第26号/平成11年11月11日社援2667号)、大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について(平成20年3月28日19文科高第917号社援発第0328003号)(下線は筆者)]

みのなかった「経営」という文言が用いられたことは、社会福祉士を取り巻く状況の変化を物語っている。

20年後の見直しでは、さらに大きな変更が認められる。まず実習の目標(表3)は三つに集約され、それまで多用されていた「専門」という文言は影を潜めた。実習の内容(表4)については、六つの見直しがみられる。まず加筆された内容として、「支援計画の作成」、「権利擁護及び支援(エンパワメントを含む)」とその評価、「チームアプローチ」、「アウトリーチ、ネットワーキング、社会資源の活用・調整・開発」などが挙げられる。また、「経営やサービスの管理運営」に関する項目が独立した形となった。さらに、それまで示されていた自己覚知に関する項目は削除されている。全体的に、支援方法や内容がより具体的な概念を用いて説明され、それらの概念と科目の専門分化・細分化の連動がみられる。

さらに、今後見直しが予定されているが、大まかな方向性として「実習及び演習の充実」が強調されており、実践能力を有する社会福祉士の養成を意図していることが窺われる。実習教育重視の見直しの方向性といえよう<sup>3)</sup>。

以上のように、厚労省通知が示している実習教育は、介護を要する老人や障害者等の相談援助能力を涵養することを主たる目的としていた時代、す

なわちマイクロレベルの実習教育から、少子高齢化等の社会情勢の変化を受けて、援助対象を拡大させ、他の専門職や地域社会と連携してより良い援助の可能性を探りながら、社会福祉士自身が所属する組織の経営のあり方まで視野に収めたものへと大きく変化しつつある。社会福祉士が培うべき実践力は、メゾ・マクロレベルの内容にまで拡大してきているのである。

## ②養成校が目指す実習教育

以上のような厚労省からの要請と法制度の枠組みのなかで、養成校はどのような実習教育を実施してきたのだろうか。養成校団体が作成した実習ガイドラインをてがかりに確認してみたい。

1987年に日本社会事業学校連盟<sup>4</sup>（以下、学校連盟）と全国社会福祉協議会（以下、全社協）によって最初のガイドラインが作成された。全社協・施設協議会連絡会<sup>5</sup>および学校連盟（1993：189）は、「相談援助業務」の範囲について、「広く『ソーシャルワーク』としてとらえることが望ましい」という見解から、社会福祉士（狭義）だけに留まらずソーシャルワーカー（広義）という社会福祉専門職養成を目指しながら、「学校関係者と施設関係者の共通理解」も目的とされており、実習先と共に養成を行っていくためのものであった<sup>6</sup>。実習については、「基本的達成課題」として7項目が設定された<sup>7</sup>。同ガイドラインは非常にシンプルなものであったが、7年後の改訂の際には、「実習の目標」と「達成課題」が区分されている。前者については、「価値観」や「小集団・集団」、「記録」といった文言が盛り込まれ、当初の7項目から12項目へ細分化された。

特に焦点があてられた部分は、①ソーシャルワークの共通基盤としての価値について認識を強めること、②具体的援助方法として何が選ばれようとも、つまり個別援助を主として用いるか集団を利用するか等はともかくとして、その取っかかりとして、個人のもつ問題性を環境との関係で（相互作用の領域を）検討するというエコ・システム思考とは何かを理解させること、③関係を樹立し発展させる技術を学ばせること、という3点である（学校連

盟・全社協1999：15)。また、達成課題には35項目が示された。それまで種別ごとに示されていたものが、全分野に共通した形で表現されるようになったのである。

表5は、日本社会福祉士養成校協会<sup>8</sup>（以下、社養協）によって作成されたガイドラインである<sup>9</sup>。

表5 2008年ガイドライン

|   | 中項目(経験する項目)  | 小項目(獲得・到達すべき水準)  |
|---|--|--|
| ア | (1)対象(利用者、グループ、地域等)との関わり方を学ぶ   | ①利用者に関わることができる<br>②グループメンバーと関わることができる<br>③地域住民と関わることができる   |
|   | (2)利用者の実態を統計的に学ぶ<br>(3)対象(利用者、グループ、地域等)へのアセスメントの方法を学ぶ<br>(4)個別支援計画等、様々な計画の策定方法を学ぶ(プランニングまでを主として)   | ①入退所の動向、利用者動向等の年間統計 について把握し説明できる<br>②対象を客観的に把握することができる<br>③担当する利用者(特定ケース)のニーズを説明できる<br>④担当する利用者(特定ケース)の課題を設定できる<br>①実習場におけるインテークができる<br>②アセスメントのポイント、手順、ツールについて説明できる<br>③実習場におけるプランニングができる<br>④実習場におけるモニタリングができる<br>⑤計画評価ができる  |
| ウ | (5)対象(利用者、グループ、地域等)との関わり方を学ぶ(アの再掲)<br>(6)利用者と家族の関係を学ぶ  | ①利用者に関わることができる<br>②グループメンバーと関わることができる(アの再掲)<br>③担当する利用者(特定ケース)について、利用者と家族の関係を説明できる<br>④担当する利用者(特定ケース)について、利用者の家族が抱える問題を説明できる   |
|   | (7)対象(利用者、グループ、地域等)に関する支援プロセスを学ぶ<br>(8)本人、家族等との面接の進め方を学ぶ   | ①対象への支援プロセスを具体事例にもとづき説明できる<br>②実習先機関・施設における利用者権利擁護の取り組みを説明できる<br>③実習先機関・施設におけるエンパワメント実践を抽出して説明できる<br>④コミュニケーション・スキルを理解している<br>⑤利用者等と適切なアイコンタクトをとることができる<br>⑥面接場面において、傾聴・要約・解釈・明確化・促し・沈黙・繰り返し・共感等様々な面接技術を活用できる  |
| エ | (9)職場における他職種、他職員の役割と業務を学ぶ<br>(10)職場におけるチームアプローチのあり方を学ぶ<br>(11)各職種内・間の会議の運営方法を学ぶ<br>(12)関連機関・施設の業務や連携状況を学ぶ  | ①実習先機関・施設に在る他職種とその業務内容・専門性を説明できる<br>②チームアプローチの必要性・方法について具体例をあげて説明できる<br>③実習先機関・施設で開催される会議の目的について説明できる<br>④会議を運営できる<br>⑤会議を進行できる  |
|   | (13)利用者の人権尊重の具体的方法について学ぶ<br>(14)社会福祉専門職の価値・倫理を学ぶ<br>(15)指導職員から社会福祉士の業務内容を学ぶ<br>(16)業務に必要な文書様式の入力内容・方法を学ぶ   | ①関連する機関・施設および専門職の役割・業務を説明できる<br>②ケース例をもとに連携が必要な機関・施設を理由も添えて挙げられる<br>③実習先機関・施設における利用者権利擁護の取り組みを説明できる(再掲)<br>④実習先機関・施設における苦情解決の流れを説明できる<br>①実習先機関・施設における社会福祉士の業務の中から、社会福祉士の価値・倫理判断にもとづく行為を発見抽出して説明することができる<br>②実習先機関・施設における倫理的ディレンマの具体例をあげることができる<br>③実習先機関における個人情報保護・秘密保持の取り組みを説明できる<br>④実習先機関・施設で用いられる文書の種類・用途が説明できる<br>⑤日報・ケース記録等が記入できる |
| オ | (17)実習先機関・施設の法的根拠・法律について学ぶ<br>(18)実習先機関・施設の意思決定過程を学ぶ<br>(19)実習先機関・施設の財政、運営方法等の組織構造を学ぶ  | ①実習先機関・施設の根拠法の内容や通知に基づく最低基準等の概要を説明できる<br>②実習先機関・施設の意思決定過程(稟議の流れ等)、決議機関、委員会の役割等について説明できる<br>③実習先機関・施設の予算・事業計画、決算・事業報告を説明できる<br>④実習先機関・施設の財源問題や財源確保の取り組み・工夫・経営努力を説明できる<br>⑤新規事業や現行事業に関して、共同資金や財団等への助成申請書類が作成できる  |
|   | (20)実習先機関・施設のある地域の歴史や人口構造等の一般的状況を学ぶ<br>(21)実習先機関・施設のある地域の社会福祉の全体的状況を学ぶ<br>(22)実習先機関・施設のある地域のインフォーマルな社会資源を学ぶ<br>(23)実習期間中の行事等について学ぶ<br>(24)地域の組織化の方法等について学ぶ | ①事前学習を踏まえ、実習先機関・施設のある地域(市町村・管轄区域・地区等)の人口動態、生活状況、文化・産業などを説明できる<br>②事前学習を踏まえ、実習先機関・施設のある地域(市町村・管轄区域・地区等)の福祉課題、生活問題を列挙することができる<br>③地域とどのようなインフォーマルな社会資源があるかを、その役割も含めて列挙できる<br>①実習先機関・施設が行う行事の意義を説明できる<br>②実習先機関・施設が行う行事を企画できる<br>③実習先機関・施設が行うべき地域住民を巻き込んだ新たな行事を提案できる<br>④地域・当事者団体に向けた広報誌等を企画・取材・編集できる<br>⑤実習先機関・施設の地域への働きかけについて具体的に説明できる    |

〔日本社会福祉士養成校協会監修 (2009)『社会福祉士相談援助実習』中央法規、32-34 (下線は筆者)〕



これは2007年の士法改正を受けて作成されたものである。その目的は「養成教育の標準化、とりわけ実習教育の標準化に向けて」である。また、「単に『職場体験』や『特定施設での援助体験』をすることではなく、個別の場での体験を通じながらも、将来あらゆる援助実践現場に出ても対応できる通底的・普遍的なソーシャルワーク技術を学び体得すること」が実習の大きな目標とされた。さらに、「『ミクロ』『メゾ』『マクロ』ソーシャルワークに関する体験」、とりわけ「個人アセスメント体験」と「地域アセスメント体験」を重視したとされる。

2013年に作成された二次案では中項目・21項目、小項目・50項目へ、さらに確定版では小項目が51項目へと見直された（表7）。一次案からの見直しは、より具体的に表現された部分が多くみられるが、逆に表現が抽象化され、削除された部分もみられる。ちなみに、削除された主な部分は、表5の網掛け部分である。

以上のように、ガイドラインが示す実習教育は、社会福祉士制度の誕生によって、広義のソーシャルワーカー養成を意識することとなり、実習先や所属する養成校に関わらずソーシャルワーカーに必要な共通基盤を学習・体験させることで、高い実践力涵養を目指してきたのである。次節では、こうしたガイドライン作成を受けて、実際の実習教育がどのような状況にあるかについて、これまでに明らかにされている状況を探ってみたい。

## 2. 先行研究

養成校団体が作成したガイドラインは、狭義のソーシャルワーカーである社会福祉士だけにとどまらず、広義のソーシャルワーカー養成を目指して作成されてきた。そして、実習教育のミニマム・スタンダードとして位置づけられている。そのようなガイドラインの内容と実習経験の比較検討を行い、実習の課題を検討している先行研究がいくつかみられる。

まず実習生の自己評価を用いた、松岡ら（2013）や本郷ら（2015）の研究がある。松岡ら（2013）は、ガイドライン〔一次案〕の小項目から、体験

表6 2013年ガイドライン〔確定版〕

|   | 中項目(経験する項目)  | 小項目(獲得・到達すべき水準)  |
|---|--|--|
| ア | (1) 利用者、職員、グループ、地域住民等との基本的なコミュニケーションを学ぶ  | ① 出合いの場において関係形成のための適切な対応ができる<br>② 相手の状況に合わせて会話を継続できる   |
|   | (2) 円滑な人間関係の形成方法を学ぶ  | ③ 相手に合わせた言語コミュニケーションの技術を理解し、活用することができる<br>④ 相手に合わせた非言語コミュニケーションの技術を理解し、活用することができる<br>⑤ 自分が関わりやすい人だけではなく、不特定の人に関わることができる  |
| イ | (3) 利用者理解の方法を学ぶ  | ① 面接や日常生活の観察を通じて利用者を理解できる  |
|   | (4) 利用者の動向や利用状況を学ぶ<br>(5) 利用者のグループ、地域住民等へのアセスメントとニーズ把握の方法を学ぶ<br>(6) 個別支援計画等、様々な計画の策定方法を学ぶ(プランニングまでを主として) | ② 利用者理解の方法を職員の対応や記録から学び、特徴を説明できる<br>③ 実習機関・施設の数年分の入退所の動向や利用状況を確認し、特徴や傾向等について考察できる<br>④ ①を踏まえて考察したことや分析したことを説明できる<br>⑤ 実習機関・施設で用いているアセスメント・ツールの枠組みに沿って利用者を客観的に把握し、利用者の全体像を説明できる<br>⑥ 担当する利用者(特定ケース)の問題を把握し説明できる<br>⑦ 担当する利用者(特定ケース)のニーズを確定し、根拠または理由を示して説明できる<br>⑧ プランニングの重要なポイント、手順が説明できる<br>⑨ 利用者のアセスメントに基づいてプランニングができる<br>⑩ 担当する利用者(特定ケース)の支援目標を標榜を示して設定できる |
| ウ | (7) 利用者との援助関係の形成の意味と方法を学ぶ  | ① 援助関係を形成するということの意味を理解し、説明できる(個別性の尊重、共感的理解、自己決定、人権尊重)  |
|   | (8) 利用者と家族の関係を学ぶ   | ② 実習機関・施設における多様な面接の形態や構造を理解し説明できる<br>③ 利用者との多様な場面(遊び、作業、ケア、地域支援など)を通して援助関係形成を意識して関わることができる<br>④ 面接技法を活用し、利用者に関わることができる<br>⑤ 利用者の家族が抱える問題(課題)を把握し、ニーズを確定できる<br>⑥ 担当する利用者(特定ケース)と家族との関係性をエコマップやジェノグラムを活用し、説明できる  |
| エ | (9) 利用者や関係者(家族等)への権利擁護及びエンパワメント実践を学ぶ   | ① 実習機関・施設における苦情解決の流れを説明できる<br>② 実習機関・施設における利用者への権利擁護の取り組みを説明できる<br>③ 実習機関・施設におけるエンパワメント実践を抽出して説明できる  |
|   | (10) モニタリングと評価方法を学ぶ  | ① 利用者への支援やサービスに対するモニタリングができる<br>② 利用者への支援やサービスの評価ができる  |
| オ | (11) 実習機関・施設のお他職種、他職員の役割と業務及びチームアプローチのあり方を学ぶ   | ① 実習機関・施設で働く他の専門職の業務内容を理解する  |
|   | (12) 実習機関・施設の会議の運営方法を学ぶ<br>(13) 関連機関・施設の業務や連携状況を学ぶ   | ② 実習機関・施設においてチームで取り組んでいる事例を理解する<br>③ 実習機関・施設で開催される会議の種類とその目的を説明できる<br>④ 会議の運営方法について説明できる<br>⑤ 関連する機関・施設及び専門職の役割・業務を説明できる<br>⑥ ケースファレンスにおける各機関・施設の視点及び連携の方法を説明できる   |
| カ | (14) 社会福祉士の倫理を学ぶ   | ① 実習指導者の業務観察の中から、社会福祉士の倫理判断に基づく行為を発見、抽出し、説明できる   |
|   | (15) 就業規則について学ぶ  | ② 実習中に体験した倫理的ディレンマを言語化できる<br>③ 個人情報保護・秘密保持の取り組みについて説明できる<br>④ 実習機関・施設の実業に関する規定などについて説明できる  |
| キ | (16) 実習機関・施設の組織構造及び意思決定過程を学ぶ   | ① 実習機関・施設の意思決定過程(稟議の流れ等)、決議機関、委員会の役割等について説明できる   |
|   | (17) 実習機関・施設の法的根拠、財政、運営方法等を学ぶ<br>(18) 業務に必要な文書様式の記入内容・方法等を学ぶ   | ① 実習機関・施設で用いられる文書の種類、用途、管理方法について説明できる<br>② 業務日誌・ケース記録の特性や書き方を説明できる<br>③ 実習記録ノートを適切に記入し管理することができる   |
| ク | (19) 実習機関・施設のある地域の歴史や人口構造等を学ぶ  | ① 事前学習を踏まえ、実習機関・施設のある地域の人口動態、生活状況、文化・産業などを説明できる  |
|   | (20) 実習機関・施設のある地域の社会資源を学ぶ<br>(21) 地域社会における実習機関・施設の役割と働きかけの方法等を学ぶ   | ② 事前学習を踏まえ、地域と実習機関・施設の歴史の関わりについて説明できる<br>③ 事前学習を踏まえ、実習機関・施設のある地域の社会資源を列挙できる<br>④ 当該地域の地域福祉計画・地域福祉活動計画の特徴をあげることができる<br>⑤ 実習機関・施設の当該地域への働きかけの必要性と方法を説明できる<br>⑥ 当該地域アセスメントを行うことができる   |

〔日本社会福祉士養成校協会実習教育委員会 (2013)「相談援助実習・実習指導ガイドライン及び評価表」平成25年11月20日〕

内容・14項目、理解・説明力・33項目を抽出して調査・分析し、結果、体験内容では14項目中7項目、理解・説明力では33項目中21項目において実習生の自己評価が低く、経験や学習が難しい項目として挙げられた。具体的には、体験内容では、ソーシャルワークのプロセスで考えた場合のインテーク、支援の実行、モニタリング、評価の体験と、実習生が参加・実施可能な機会を

特別に設定する必要が出てくるような面接における面接技術の活用や会議の進行、行事の企画などにおいて体験ができにくいとされた。理解・説明力では、「実習施設の予算・事業計画、決算・事業報告を見て説明」が最も低く、施設のガバナンスとマネジメント（アドミニストレーション：運営管理）に関する項目が最も多く存在し、実習施設を取り巻く地域の理解・働きかけの方法に関する項目も多いといった結果が示された。

本郷ら（2015）は、ガイドライン〔確定版〕の小項目を用いて、やはり実習生の自己評価から、体験困難傾向にある11項目（管理運営に関する項目・6項目、地域支援・4項目）を明らかにした。

次に、実習指導者を対象にした荒木ら（2015）の研究がある。荒木らは、ガイドライン〔確定版〕の中項目を用いて、実習で取り組んでいるかどうかを調査した。結果、権利擁護や福祉経営、地域支援などに関する7項目を実習で取り組む難しさがあるとした。

同じく実習指導者を対象にし、ガイドラインではなく、厚生労働省が示す実習の内容（ア～ク）を用いた、社養協調査（2015）や高木（2016）といった研究がある。社養協調査（2015）によると、実習プログラムに組み込むことが難しい傾向にあるとして、権利擁護や福祉経営、地域支援などの4項目を挙げた。高木（2016）は、実習指導者を対象に2014（平成26）年度に行った調査結果と新カリキュラム実施後直後の2009（平成21）年9月に日本社会福祉士会が行った調査結果を比較し、前回よりもポイントが低下したとして、援助関係の形成や権利擁護、福祉経営、地域支援に関する5項目を明らかにした。

以上のように先行研究では、実習生と実習指導者の視点から、ガイドラインや厚労省の示す実習内容に沿って、実習で学習あるいは経験することが難しい項目、実習に組み込むのが難しい項目がある程度明らかにされている。先行研究から「権利擁護」、「管理運営」、「地域支援」などにおいて共通していることが理解できる。しかし、それらはどのような状況をとらえて「経験が難しい／実習に組み込むのが難しい」と考えられているのか、その実態が

表7 先行研究にみる学習・経験が難しい項目<sup>10</sup>

| 対象           | 実習生の自己評価   |  | 実習指導者への調査   |  |
|--------------|--|--|---|--|
|              | 松岡ら(2013)  | 本郷ら(2015)  | 荒木ら(2015)   | 荒木(2016)   |
| 論文           | 松岡ら(2013)  | 本郷ら(2015)  | 荒木ら(2015)   | 荒木(2016)   |
| 用いた資料        | ガイドライン(修正案)  | ガイドライン(確定版)  | 実習生通知   | 実習の内容  |
| 利用者理解／援助関係形成 | ・地域住民との関わり<br>・実習場面におけるインテーク体験<br>・実習施設の支援対象(利用者)のモニタリング<br>・各種の計画(個別支援計画など)の評価<br>・面接場面における傾聴・要約・確認・明確化・促し・沈黙・繰り返し・共感等様々な面接技術の活用    | ・実習機関・施設の数年分の入退所の動向や利用状況を確認し、特徴や傾向等を踏まえて考察したことや分析したことの説明<br>・担当する利用者(特定ケース)と家族との関係性をエコマップやジェノグラムを活用し説明<br>・実習機関・施設における苦情解決の流れの説明 | ・利用者やその関係者(家族・親族・友人等)への権利擁護及び支援(エンバウメントを含む)とその評価                | ・援助関係の形成<br>・権利擁護及び支援とその評価   |
| 多職種連携        | ・何らかの会議の進行   |  |   |  |
| 組織の一員        |  |  | ・就業規則<br>・社会福祉士の倫理  |  |
| 福祉経営         | ・新規事業や現行事業に関する共同資金や財団等への助成申請書類の作成<br>・実習施設の予算・事業計画、決算・事業報告を見て説明<br>・実習施設の財源問題や財源確保の取り組み・工夫、経営努力の説明<br>・実習施設の根拠法令の内容・通知に基づく最低基準の概要の説明 | ・実習機関・施設の意思決定過程(意思決定の流れ等)、決議機関、委員会の役割等についての説明<br>・実習機関・施設の法的根拠及び予算・事業計画、決算・事業報告についての説明<br>・実習機関・施設で用いられる文書の種類、用途・管理方法についての説明     | ・組織構造及び意思決定過程<br>・法的根拠、財政、運営方法<br>・施設・事業者・機関・団体等の経営やサービス管理運営の実態 | ・経営やサービスの管理運営  |
| 地域支援         | ・実習施設が行う行事(イベント)の企画の説明<br>・地域・当事者団体に向けた広報誌等の企画・取材・編集の説明<br>・実習施設が行うべき地域住民を意識した新たな行事・イベントの提案  | ・当該地域の地域福祉計画・地域福祉活動計画の特徴をあげることの説明<br>・当該地域アセスメントを行うこと<br>・当該地域におけるネットワークの実践の説明<br>・当該地域住民や当事者の組織化の方法の説明                          | ・地域の歴史や人口構造<br>・地域の社会資源   | ・当該実習先が地域社会の中の施設・事業者・機関・団体等であることへの理解と具体的な地域社会への働きかけとしてのアウトリーチ<br>・ネットワーク、社会資源の活用・調整・開発 |

[筆者作成]

十分には明らかにされていない。

### 3. 研究方法

まず、A大学<sup>11</sup>の相談援助実習履修者<sup>12</sup>(以下、実習生)の評価表を用いて、評価尺度の「E:経験してない」(以下、E評価)を集計し、実習に組み込むことが難しい傾向にある項目を確認した。対象となったのは集中4週実習の実習生67名で、2012(平成24)～2016(平成28)年度の評価表を使用した。評価表は、旧相談援助実習ガイドラインの小項目を参考に作成されたもので、対象となった項目は51項目である。

次に、実習に組み込むことが難しい項目について、協力を得られた実習指導者8名に対して、2016(平成28)年8～10月の期間に、実習指導者の所属先においてインタビュー調査を行った。

#### 4. 倫理的配慮

実習生の評価表についてはすべてをデータ化し、個人や実習先、実習指導者等が特定されないように配慮した。インタビュー調査においては、調査票とともに研究目的、調査方法、個人情報とデータの取り扱い、調査対象者の権利、調査協力が任意であること、調査者の連絡先など文書に明記し手渡した。その際、口頭でも文書内容について説明を行い、協力いただける場合は同意書にサインをしてもらった。

#### 5. 結果

##### 5-1. 実習に組み込むことが難しい項目

###### (1) 実習生の基本属性

年度別による内訳は、2012年度 9 名 (13.4%)、2013年度13名 (19.4%)、2014年度19名 (28.4%)、2015年度18名 (26.9%)、2016年度 8 名 (11.9%) である。

実習先種別による内訳は、特別養護老人ホーム15名 (22.4%)、障害者支援施設15名 (20.9%)、市町村社会福祉協議会 6 名 (9.0%)、障害者就労支援施設 5 名 (7.5%)、小規模多機能型居宅介護 5 名 (7.5%)、養護老人ホーム 5 名 (7.5%)、地域包括支援センター 4 名 (6.0%)、病院 3 名 (4.5%)、老人デイサービス 3 名 (4.5%)、介護老人保健施設 2 名 (3.0%)、軽費老人ホーム 2 名 (3.0%)、児童養護施設 2 名 (3.0%) となった。

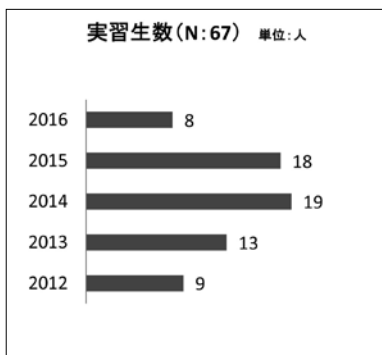


図1 実習生数 (年度別) [筆者作成]

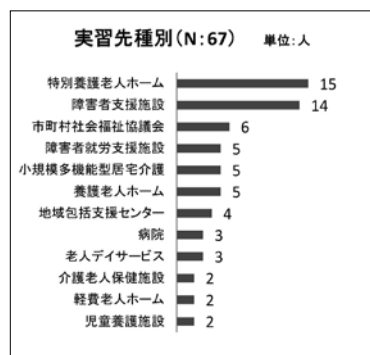


図2 実習先種別内訳 [筆者作成]

## (2) 評価表におけるE評価の割合

67名分のデータを集計した結果、実習に組み込むことが難しい傾向にある項目を半数以上の実習指導者がE評価に付けた項目とすれば、51項目中9項目が該当した。具体的には、①利用者の家族や親類と援助関係を形成する(49%)、②地域住民と援助関係を形成する(49%)、③会議を進行できる(66%)、④実習先の予算・事業計画、決算・事業報告を読んで説明できる(58%)、⑤実習先の財源問題や財源確保の取り組み・工夫・経営努力を説明できる(51%)、⑥新規事業や現行事業に関して、共同募金や財団等への助成申請書類が作成できる(88%)、⑦実習先が行う行事を企画できる(57%)、⑧実習先が行うべき地域住民を意識した新たな行事を提案できる(55%)、⑨地域・当事者団体に向けた広報誌等を企画・取材・編集できる(76%)、という項目である。

表8 51項目のE評価の割合

| E評価の割合が高い項目(9項目)   | E評価の割合が低い項目(42項目)  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●3(1)②利用者の家族や親類と援助関係を形成する(49.3%)</li> <li>●3(1)③地域住民と援助関係を形成する(49.3%)</li> <li>●5(3)③会議を進行できる(65.7%)</li> <li>●7(3)①実習先の予算・事業計画、決算・事業報告を読んで説明できる(58.2%)</li> <li>●7(3)②実習先の財源問題や財源確保の取り組み・工夫・経営努力を説明できる(50.7%)</li> <li>●7(3)③新規事業や現行事業に関して、共同募金や財団等への助成申請書類が作成できる(88.1%)</li> <li>●8(4)②実習先が行う行事を企画できる(56.7%)</li> <li>●8(4)③実習先が行うべき地域住民を意識した新たな行事を提案できる(55.2%)</li> <li>●8(4)④地域・当事者団体に向けた広報誌等を企画・取材・編集できる(76.1%)</li> </ul> | <p style="text-align: center;">10%未満(22項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●1(1)①利用者と関わることができる(0%)</li> <li>●1(1)②グループメンバーと関わることができる(0%)</li> <li>●2(2)①対象を客観的に把握することができる(0%)</li> <li>●2(2)②担当する利用者(特定ケース)のニーズを説明できる(0%)</li> <li>●2(2)③担当する利用者(特定ケース)の課題を設定できる(0%)</li> <li>●2(3)①実習場面におけるインテークができる(3%)</li> <li>●2(3)②アセスメントのポイント、手順、ツールについて説明できる(0%)</li> <li>●2(3)③実習場面におけるプランニングができる(0%)</li> <li>●3(1)①利用者との援助関係を形成する(4.5%)</li> <li>●4(1)①対象への支援プロセスを具体事例に基づき説明できる(3%)</li> <li>●4(1)②実習先における利用者権利擁護の取組みを説明できる(6%)</li> <li>●4(1)③実習先におけるエンパワメント実践を抽出して説明できる(3%)</li> <li>●4(2)①コミュニケーションスキルを理解している(0%)</li> <li>●4(2)②利用者等と適切なインタラクトをとることができる(1.5%)</li> <li>●4(2)③面接場面において、傾聴・要約・解釈・明確化・促し・沈黙・繰り返し・共感等様々な面接技術を活用できる(0%)</li> <li>●5(1)実習先における他職種とその業務内容・専門性を説明できる(0%)</li> <li>●5(2)チームアプローチの必要性・方法について具体例を挙げて説明できる(1.5%)</li> <li>●6(4)①関連する機関・施設および専門職の役割・業務を説明できる(4.5%)</li> <li>●6(2)①実習先における業務の中から、社会福祉士等社会福祉専門職の価値・倫理判断に基づき行為を発見抽出して説明することができる(3%)</li> <li>●6(2)③実習先における個人情報保護・秘密保持の取組みを説明できる(4.5%)</li> <li>●6(3)実習先の社会福祉士等社会福祉専門職の業務内容を説明できる(3%)</li> <li>●8(4)①実習先が行う行事の意義を説明できる(7.5%)</li> </ul> |
|  | <p style="text-align: center;">20%未満(13項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●3(2)①担当する利用者について、利用者と家族の関係を説明できる(10.4%)</li> <li>●3(2)②担当する利用者について、利用者の家族が抱える問題を説明できる(10.4%)</li> <li>●6(3)①実習先で開催される会議の目的について説明できる(19.4%)</li> <li>●6(4)②ケース例をもとに連携が必要な機関・施設を理由も添えて挙げられる(10.4%)</li> <li>●6(1)①実習先における利用者権利擁護の取組みを説明できる(10.4%)</li> <li>●6(2)②実習先における倫理的ディレンマの具体例を挙げることができる(13.4%)</li> <li>●6(4)①実習先で用いられる文書の種類・用途が説明できる(10.4%)</li> <li>●6(4)②目録・ケース記録等が記入できる(17.9%)</li> <li>●7(1)実習先の根拠法令の内容や通知に基づく最低基準等の概要を説明できる(11.9%)</li> <li>●8(1)事前学習を踏まえ、実習先のある地域(市町村・管轄区域・地区等)の人口動態、生活状況、文化・産業などを説明できる(11.9%)</li> <li>●8(2)事前学習を踏まえ、実習先のある地域(市町村・管轄区域・地区等)の福祉課題、生活問題を列挙することができる(11.9%)</li> <li>●8(3)地域にどのようなインフォーマルな社会資源があるかを、その役割も含めて挙げて説明できる(11.9%)</li> <li>●8(5)実習先の地域への働きかけについて具体的に説明できる(11.9%)</li> </ul>  |
|  | <p style="text-align: center;">30%未満(7項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●1(1)③地域住民と関わることができる(23.9%)</li> <li>●2(1)利用者の入退所の動向、利用動向等の年間統計について把握し説明できる(20.9%)</li> <li>●2(3)④実習場面におけるモニタリングができる(28.4%)</li> <li>●2(3)⑤計画評価ができる(28.4%)</li> <li>●5(3)②会議の運営方法について説明できる(29.9%)</li> <li>●6(1)②実習先における苦情解決の流れを説明できる(29.9%)</li> <li>●7(2)実習先の意思決定過程(稟議の流れ等)、決定機関、委員会の役割等について説明できる(29.9%)</li> </ul>   |

[筆者作成(番号区分はA大学の実習評価表の項目番号)]

## 5-2. 実習指導者へのインタビュー調査結果

### (1) 実習指導者の基本属性

地域包括支援センター3名、市町村社会福祉協議会2名、特別養護老人ホーム1名、就労継続支援事業所1名、障害者支援施設1名であった。

### (2) 項目ごとの回答結果

9項目それぞれについて、実習において経験可能か否か、また、それはどのような状況をとらえているかについてインタビューを行い、その内容を要

約した。

### ①利用者の家族や親類と援助関係を形成する（全体のE評価：49%）

8名中4名が可、4名が不可という回答結果であった。実習において経験可能と考える状況は、「会う機会が何度かある（ありそう）」といった状況があり、そのうえで、実際に援助関係を形成できるかどうかは、実習指導者が「できそうかどうか」と推測し評価を行っていると考えられる。

経験不可と考える状況は、「まったく会えない」場合と、会う機会があるとしても「1回」などという限定的な場合であり、「援助関係を形成するには不十分な時間」であることが主な状況として考えられる。

表 8-1 「利用者の家族や親類と援助関係を形成する」に対する回答

| 可  | 不可   |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●家族などに会う機会がある(A:地域包括支援センター)</li> <li>●家族に会ってもらうことは可能だが、援助関係を形成するまでは難しい。評価する際、予想として、実習生ができそうかどうかというところで評価している(B:地域包括支援センター)</li> <li>●個別支援計画を作成するなかで、家族に対してインタビューできることがある。ただし、タイミングやケースによる(E:市町村社会福祉協議会)</li> <li>●主にショートステイの利用者を想定。担当者会議で家族と会う機会があったり、送迎の際に同行し家族と話したりすることができる(F:特別養護老人ホーム)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●単なる会話程度であれば可能。時間的に、会う機会が1回だけなど限られてしまうので、援助関係形成はむずかしい(C:地域包括支援センター)</li> <li>●まず利用者が一人暮らしの場合が多く、家族などと会う機会がない。職員が電話で話すことはあるが、実習生がかかわることは難しい。時間的にも難しい(D:市町村社会福祉協議会)</li> <li>●随時的に難しい。夏実習であれば実習生が複数いるため、保護者にお願いできていただき話をさせていただく機会を設けている。普段、家族の方は施設に来れない。送迎に同行し直接お話をする場面があることは説明している(G:就労継続支援B型)</li> <li>●原則想定していない。実習生の力量などの問題もあると思われる(H:障害者支援施設)</li> </ul> |

[筆者作成]

### ②地域住民と援助関係を形成する（全体のE評価：49%）

8名中4名が可、4名が不可という回答であった。実習において経験可能と考える状況は、「会う機会がある」ということが判断のポイントになっていると考えられる。経験可能の回答であっても、実際には「時間が限られている」ことや「実習生の知識不足」などもあり「援助関係形成までは難しい」と捉えられており、実習生が「できそうかどうか」と推測し評価している場合が多いと考えられた。

経験不可と考える状況は、「会う機会がない」という場合と、会う機会があっても「限定的」な状況から援助関係形成は難しいと判断されている。



これらの状況から、実習指導者が「地域住民」と関わる業務があるかどうか、また、「地域住民」をどのように捉えているかによって、実習経験に影響する可能性が考えられた。

表 8-2 「地域住民と援助関係を形成する」に対する回答

| 可   | 不可  |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域住民と会う機会がある(A: 地域包括支援センター)</li> <li>●地域住民と会ったり、祭りの手伝いをしたりすることは可能という意味。実習指導者でも地域住民との関係づくりは時間がかかるため、実習期間中では援助関係形成までは難しい。実習生が地域のことを知らないなど、知識不足の部分も大きい(B: 地域包括支援センター)</li> <li>●ケースによっては可能。民生委員などであれば接点がある(E: 市町村社会福祉協議会)</li> <li>●近くの商店街で行われる地域住民向けの行事に参加し、1時間程度地域の人たちと交流した(F: 特別養護老人ホーム)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域のイベントにタイミングよく参加できれば、援助関係を形成する機会もあるかもしれないが、実習期間中にはないので難しい(C: 地域包括支援センター)</li> <li>●地域住民と会う機会はあるが、点でしかない。時間的に援助関係を形成するのは難しい(D: 市町村社会福祉協議会)</li> <li>●地域の高齢者宅にうかがう機会があるので、同行してもらうことは可能だが、回数も限られているので、援助関係まではむずかしい(G: 就労継続支援B型)</li> <li>●原則想定していない。経験するためには、実習生の力量などの問題もあると思われる(H: 障害者支援施設)</li> </ul> |

[筆者作成]

### ③会議を進行できる（全体のE評価：66%）

8名中1名が可、7名は不可という回答となった。実習において経験可能と考える状況は、「実習生と実習指導者のみ」という「模擬的な場面」が想定されていた。

経験不可と考える状況は、まず「時間的」な面が挙げられた。ここには、「180時間という実習期間中に実施することの難しさ」と、「実習指導者の時間を割くことの難しさ」があるように考えられる。次に、「同席は可」という場合は、実習指導者が「会議」を模擬的なものではなく「実際の会議」と想定していることがうかがえた。

表 8-3 「会議を進行できる」に対する回答

| 可  | 不可  |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●実習生と実習指導者のみという場合は可能。他の職員や担当者会議には、同席は可能(F:特別養護老人ホーム)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●時間的なもの。業務上、そういった機会が設けられない(A:地域包括支援センター)</li> <li>●実際の担当者会議などを担当してもらうことは難しい。実際にやってもらうとした場合、実習生の力量(経験)にもよる。時間的に難しい(B:地域包括支援センター)</li> <li>●会議の同席は可能だが、第3者が進行することは難しい。プログラムにも入れていない。朝の部署内のミーティングならば対応可能(C:地域包括支援センター)</li> <li>●実習生は同席し傍聴することは可能だが、進行は難しい(D:市町村社会福祉協議会)</li> <li>●各種会議への同席は可能だが、実習生が進行することは難しい(E:市町村社会福祉協議会)</li> <li>●基本的には個人情報の深いところまでかかわるので、実習生は会議に参加しない。時間も、利用者の方が帰られた後、夕方から行うため、実習時間は終わっている(G:就労継続支援B型)</li> <li>●原則想定していない。実習生の力量などの問題もあると思われる(H:障害者支援施設)</li> </ul> |

[筆者作成]

#### ④実習先の予算・事業計画、決算・事業報告を読んで説明できる(全体のE評価:58%)

8名中3名が可、5名が不可という回答となった。実習において経験可能と考える状況は、「説明」や「情報提供」が出来ているという場合であった。

経験不可と考える状況は、実習指導者(社会福祉士)の業務ではないため「見せる機会がない」という場合と、「見せることは可能」な場合に分かれた。「見せることは可能」という場合は、実習指導者の「関わりの少なさ」や「説明のみで終わる」といった状況であった。

表 8-4 「実習先の予算・事業計画、決算・事業報告を読んで説明できる」に対する回答

| 可  | 不可  |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●全体の説明は行う。しかし、細かな部分は説明しない(D:市町村社会福祉協議会)</li> <li>●情報は与えているので、評価は可能(E:市町村社会福祉協議会)</li> <li>●事業計画と事業報告は見せることが可能。予算と決算は、実習指導者の範疇を超えている(F:特別養護老人ホーム)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●予算・事業計画、決算・事業報告などを見せる機会がない。実習指導者の業務には含まれていない。法人の業務である(A:地域包括支援センター)</li> <li>●事業計画を見せることはできる。ただ、この部分は社会福祉士としては遠いかかわりでもあり、実習指導者が管理職かどうかにもよると思われる(B:地域包括支援センター)</li> <li>●事業計画を見せることは可能。その他については、対応できないため難しい(C:地域包括支援センター)</li> <li>●実習指導者からの説明で終わる(G:就労継続支援B型)</li> <li>●原則想定していない。実習生の力量などの問題もあると思われる(H:障害者支援施設)</li> </ul> |

[筆者作成]

**⑤実習先の財源問題や財源確保の取り組み・工夫・経営努力を説明できる  
(全体のE評価：51%)**

8名中2名が可、6名が不可という回答結果であった。実習において経験可能と考える状況は、「実習指導者が説明を行っている」という場合であった。

経験不可と考える状況は、まず「時間的」なこととして、実習指導者の権限だけでは開示が難しいことから「他との調整をする時間が取りづらい」といった状況や、「実習指導者が実習生に説明する時間が取れない」といった状況があった。その背景には「学生には難しい」という見方もある。

表8-5 「実習先の財源問題や財源確保の取り組み・工夫・経営努力を説明できる」に対する回答

| 可  | 不可  |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●業務としてあるため、希望があれば調整可能(F:特別養護老人ホーム)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●実習指導者の業務には含まれていないため、経験してもらえない機会がない(A:地域包括支援センター)</li> <li>●業務にないため、機会がない(B:地域包括支援センター)</li> <li>●業務にないため、機会がない(C:地域包括支援センター)</li> <li>●実習時期が申請時期ではないので難しい(D:市町村社会福祉協議会)</li> <li>●書類の閲覧はできる。タイミングがあれば可能かもしれない(D:市町村社会福祉協議会)</li> <li>●実習指導者の業務にない。事務の業務(G:就労継続支援B型)</li> <li>●原則想定していない(H:障害者支援施設)</li> </ul> |

[筆者作成]

**⑥新規事業や現行事業に関して、共同募金や財団等への助成申請書類が作成できる (全体のE評価：88%)**

8名中1名が可で、7名は不可という回答となった。実習において経験可能と考える状況は、「実習指導者の業務にある」という場合であった。

経験不可と考える状況は、「実習指導者の業務にない」という場合と、「実習期間が申請時期と異なっている」という場合であった。「業務にない」という場合、他の職種の業務であることも考えられる。業務にある場合でも「実際のもの」を想定しているため、その時期ではない場合に経験できないという状況にある。

表 8-6 「新規事業や現行事業に関して、共同募金や財団等への助成申請書類が作成できる」に対する回答

| 可                                  | 不可  |
|------------------------------------|---|
| ●業務としてあるため、希望があれば調整可能(F:特別養護老人ホーム) | ●実習指導者の業務には含まれていないため、経験してもらう機会がない(A:地域包括支援センター)<br>●業務にないため、機会がない(B:地域包括支援センター)<br>●業務にないため、機会がない(C:地域包括支援センター)<br>●実習時期が申請時期ではないので難しい(D:市町村社会福祉協議会)<br>●書類の閲覧はできる。タイミングがあれば可能かもしれない(D:市町村社会福祉協議会)<br>●実習指導者の業務にない。事務の業務(G:就労継続支援B型)<br>●原則想定していない(H:障害者支援施設) |

[筆者作成]

## ⑦実習先が行う行事を企画できる（全体のE評価：57%）

8名中1名が可で、7名は不可という回答となった。実習において経験可能と考える状況は、「入所者向けのレクリエーション」を想定した場合であった。

経験不可と考える状況は、まず「時間的な難しさ」が挙げられていた。この場合、「実習指導者の時間を割くことの難しさ」や「他の実習プログラムを優先すれば、この項目に当てる時間の確保の難しさ」といったことが考えられる。また、「タイミングの問題」も挙げられており、「実習期間にその業務がない場合の実習プログラムへの反映の難しさ」ということが考えられる。年に1度しか開催されない「祭り」などを「行事」と想定した場合には、経験が難しくなるようである。

表 8-7 「実習先が行う行事を企画できる」に対する回答

| 可                                   | 不可   |
|-------------------------------------|--|
| ●入所者向けのレクリエーションを考えてもらう(F:特別養護老人ホーム) | ●時間的に難しい(A:地域包括支援センター)<br>●時間的に難しい(B:地域包括支援センター)<br>●機会がない。複数の実習生が同時期いればできるかもしれない(C:地域包括支援センター)<br>●実習時期が企画の時期であれば対応可能かもしれない(D:市町村社会福祉協議会)<br>●タイミングがあれば、準備のプロセスをみることは可能(E:市町村社会福祉協議会)<br>●企画は職員がするため、実習生は参加のみ。以前問いかけはしたことはある(G:就労継続支援B型)<br>●原則想定していない(H:障害者支援施設) |

[筆者作成]

⑧実習先が行うべき地域住民を意識した新たな行事を提案できる（全体のE評価：55%）

8名中1名が可で、7名は不可という回答となった。実習において経験可能と考える状況は、「機会があるのでタイミングがあれば可能」という状況であった。

経験不可と考える状況は、「時間的な難しさ」が挙げられた。この場合、「実習指導者の時間を割くことが難しい」といったことや、「実習期間中に実習生が取り組むには時間が足りない」といったことが考えられる。機会を設けるにしても、実習期間中に取り組むためには、「実習前の準備」の必要性が考えられる。

表8-8 「実習先が行うべき地域住民を意識した新たな行事を提案できる」に対する回答

| 可  | 不可  |
|--|---|
| ●座談会のなかでワークショップを行い、地域ニーズを話し合う機会がある。タイミングがあれば可能(E:市町村社会福祉協議会) | ●時間的に難しい(A:地域包括支援センター)<br>●時間的に難しい。実習指導者の業務も多忙なため、なかなかできない(B:地域包括支援センター)<br>●余力がない(C:地域包括支援センター)<br>●実習生にはここまでは難しいと思われる(D:市町村社会福祉協議会)<br>●事前に希望してもらい、実習生の意識次第ではあるが、23日間では少し時間が足りない。実習前に工夫する必要がある(F:特別養護老人ホーム)<br>●地域住民との接点などが限られるので、実習生には難しい(G:就労継続支援B型)<br>●原則想定していない(H:障害者支援施設) |

[筆者作成]

⑨地域・当事者団体に向けた広報誌等を企画・取材・編集できる（全体のE評価：76%）

8名中3名が可、5名が不可という回答となった。実習において経験可能と考える状況は、機会はあるので「タイミングが合えば」という場合と「希望があれば」という場合があった。

経験不可と考える状況は、機会はあるが「時間的に難しい」という場合と、「実習生は関わらない」という場合があった。時間的な難しさは、「この項目を経験する実習時間の確保の難しさ」で考えれば、ある程度まとまった時間がなければ経験しづらいと実習指導者が考える項目であると受け取ることが

できる。

表 8-9 「地域・当事者団体に向けた広報誌等を企画・取材・編集できる」に対する回答

| 可   | 不可   |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●年2回の発行のため、たまたまその時期に実習に来ていれば可能。ただし、実習生の力量も影響する(B:地域包括支援センター)</li> <li>●年4回発行しているので、時期があれば対応可能(E:市町村社会福祉協議会)</li> <li>●デイサービスなど月1回発行しているので、希望があれば担当者と調整可能(F:特別養護老人ホーム)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●広報誌などは作成しているが、時間的に難しい(A:地域包括支援センター)</li> <li>●現状では難しい。あと1週間あれば可能かもしれない。経験できれば有益とは考える(C:地域包括支援センター)</li> <li>●年1~2回程度の発行では、タイミングとして実習生が関わることは難しい(D:市町村社会福祉協議会)</li> <li>●保護者向けのものは月1回で発行しているが、実習生がかかわることはない(G:就労継続支援B型)</li> <li>●原則想定していない(H:障害者支援施設)</li> </ul> |

[筆者作成]

以上のインタビュー結果から、「援助関係の形成」(①②)については「180時間の実習期間では難しい」、「会議進行」(③)については「実際の会議を想定している」、「予算・決算/財源確保/助成申請書類作成」(④⑤⑥)については「社会福祉士の業務との関連が少ない」、「行事の企画/地域住民対象とした新たな行事提案/広報誌作成」(⑦⑧⑨)については「180時間の実習期間では難しい」といった、実習指導者の捉え方について確認することができた。

## 6. 考察

ガイドライン及び評価表は、ソーシャルワーカー養成を目指して作成され、その内容は実習教育のミニマム・スタンダードに位置づけられている。しかしながら、本調査および先行研究によって、「援助関係の形成」、「福祉経営」、「地域支援」などにおいて学習や経験が難しいという結果になった。また、それらの項目について、実習指導者へインタビュー調査を行い、状況をどのように捉えているかを明らかにした。

### (1) E評価の高い項目について

援助関係形成については、バイステック (Biestek.F.P) の7原則に代表されるように、実践の中核的要素として位置づけられるものである。専門的援助関係であり、ミクロ・メゾ・マクロレベルにおける援助関係を視野に入れる必要があるとされる。

会議の進行については、一般的なスキルでもあるが、ソーシャルワーカーにとっては他職種連携（チームアプローチ）やグループディスカッションの際に、ファシリテーターの役割を担うことを想定したものだと考えられる。

予算・事業計画／決算・事業報告、財源問題や財源確保、助成申請などの「福祉経営」に関する内容と、行事の企画や広報誌等の作成などの「地域支援」に関する内容について、日本社会福祉士会の生涯研修制度<sup>13</sup>においては、社会福祉士の共通基盤<sup>14</sup>とされる内容であり、次のように捉えられている。すなわち、「福祉経営」とは「福祉事業をより利用者本位、利用者主体に基づいて運営されるもの」、「地域支援」とは「地域自立生活支援をさらに進めて本人主体を軸にした社会参加を目指すもの」である。そして、これらは社会福祉士がとらえるべき視点、知識・技術であるとする。

以上のように、実習では学習や経験が難しい傾向にあるが、社会福祉士あるいはソーシャルワーカーにとって必要不可欠な要素であると言える。

## （２）E評価をつける要因と実習に組み込めない理由・原因

実習指導者へのインタビュー結果からE評価をつける要因と実習に組み込めない理由・原因として、次のようなことが考えられた。

まず、「援助関係の形成」については、実習指導者でも時間を要する場合が多く、それを実習生という立場、かつ、実習期間（180時間）という限られた中で「できる」ようになることは実際には難しいと判断されていることが要因として考えられる。「会う」という機会が組み込まれている場合は多いが、援助関係を形成することができるほどの関わりを持つ時間や機会は想定されていないと考えられる。

次に、「会議進行」については、多くの実習指導者が「実際の会議」を想定していると考えられ、実習生に任せることは当然できないと考えられていることが要因として挙げられる。模擬的な場面設定については、実習指導者の多忙さや他の実習プログラムを優先させれば時間が取れないといったことが組み込めない理由として考えられる。

さらに、「予算・決算／財源確保／助成申請書類作成」については、実習

指導者である社会福祉士の「業務ではない」ということが主な要因として考えられる。そのため実習に組み込むためには、他部署等との調整などが必要になることや具体的な数字などをどこまで実習生に示せるのかという判断も必要となることが考えられ、実習指導者の裁量では取り扱いにくいことが組み込めない理由として考えられる。

最後に、「行事の企画／地域住民対象に新たな行事提案／広報誌作成」については、多くの実習指導者が「実際の行事や広報誌」を想定していることが主な要因として考えられる。そのため、行事の企画や広報誌作成の時期と実習期間が重ならない場合が多く、また、実習生に任せさせる部分も限られるため、実習に組み込みづらくなっていると考えられる。

加えて、全体的なこととして、実習指導者（社会福祉士）は、所属組織のなかで非常に多忙な状況であることや社会福祉士の数が少ないといったことも要因として考えられる。また、実習生の事前学習・事前準備の不足や、大学（教員）と実習先（実習指導者）との捉え方の違いなども要因として考えられる。

### （3）大学ができることは何か

前項では、E評価をつける要因や実習に組み込めない理由を考察した。それを受けて、大学にできることは何であろうか。まずひとつめは、経験することが難しい傾向にある項目について、経験しないままでもよいのかどうか、評価表の見直しと併せて検討することが挙げられる。ふたつめには、実習内容について具体的な例示などを心がけ3者（実習生・実習指導者・教員）の共通認識をより図れるような巡回指導の工夫等が考えられる。三つめに、これらの項目をより意識した事前指導・事前準備における教授法の工夫等が考えられる。実習指導や相談援助演習はもとより、例えば、社会福祉士の指定科目全体において相談援助実習との関連性を高めるといったことも考えられる。他に、E評価をつけていない実習先の取り組みを調査し、具体例として共有するといったことも考えられる。



#### (4) E評価をなくすために何をすべきか

今回抽出されたE評価が高い項目のなかには、ガイドライン〔確定版〕において削除された項目もある。背景には、今回の結果のように、実習に組み込めないような状況が全国的にあったのだろうと考えられる。またガイドラインはあくまでも最低基準の位置づけであるため、そこに明記されていなくても当然、実習に組み込むことに問題はない。今回E評価が高かった項目もソーシャルワーカーにとっては重要な要素であり、学習や経験の機会があることは実習生にとって有益だと考えられる。特に、「福祉経営」や「地域支援」といった領域については、さらに今後もその知識や技術が必要とされてくる。しかし、これらの領域については実習指導者の裁量だけでは対応がむずかしいことも予想される。このような点に配慮しつつ、どのような形で実習に組み込むのかを、実習先とともに検討していくことが重要なのではないかと考えらえる。

#### おわりに

本研究では、相談援助実習ガイドラインおよび評価表に設けられている項目のなかで、実際の相談援助実習において組み込むことが難しい項目を明らかにし、実習指導者へのインタビューを通してその要因を検証した。その結果、主な要因として、家族や地域住民等との【援助関係の形成】に関しては「時間的・力量的」なこと、【会議の進行】に関しては「実際の会議を想定」されていること、予算・決算／財源確保／助成申請書類作成などの【福祉経営】に関しては「社会福祉士の業務にない」場合が多いこと、行事の企画／地域住民対象に新たな行事提案／広報誌作成といった【地域支援】に関しては「実際の行事や広報誌を想定」されている、といったことが明らかとなった。

今後の実習教育上の課題として、主に次の2点が考えられる。まず、実習は限られた時間であるため、実習生の事前学習・準備が重要となる。そのために、実習指導や相談援助演習だけではなく、特に今回の調査で明らかと

なった項目に関連する科目との連携を強化することが考えられる。次に、法人経営に関するもののように、従来の社会福祉士の業務とは関連性が低かった項目について、実習先と共に実習プログラムの開発を行う必要がある。

本研究の限界は、評価表のサンプル数が少ないこと、インタビュー調査対象者の人数と分野が限られていることにより、相談援助実習の対象となる実習施設・機関の分野を網羅した結果ではないというところにある。今後は、今回の結果を実習指導者と共有しながら、よりよい実習教育につなげていきたい。

謝辞：本研究にあたり、貴重な時間を割いてインタビューにご協力くださった実習指導者の皆様と、貴重なご意見・ご助言をくださった学内の先生方に、改めて感謝申し上げます。

#### 注)

- 1 「報告書」は14頁あり、総論と各論に分けた構成になっている。主に各論において社会福祉士養成の見直しの方向性が示されている。
- 2 「地域共生社会」については、2016年6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」の中に「地域共生社会の実現」が盛り込まれたことから始まる。閣議決定された翌月、厚生労働省に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置された。「地域共生社会」とは、「制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」とされる。
- 3 「報告書」は次の二点を明示し、社会福祉士養成における実習教育の重要性を強調している。①実践能力を有する社会福祉士の養成に当たっては、各分野の知識とソーシャルワークの知識・技術とを統合して実践できるようにするため、実習及び演習形態による学習が重要となる。②

今日求められている人材は、多様化・複雑化した個人や世帯の課題を適切に把握し、現状のサービスでは解決できていない問題や潜在的なニーズに対応するために多職種・多機関と連携や交渉を行い、支援をコーディネートしながら課題を解決できるだけでなく、課題の解決に向けて地域に必要な社会資源を開発できる実践能力を有する人材であり、こうした人材を実習を通して養成していく必要がある。

- 4 日本社会事業学校連盟とは、1955（昭和30）年に設立された養成校団体（設立当時14校）である。
- 5 全国社会福祉協議会の内部組織。1968（昭和43）年に設置され、13種別協議会・団体連絡協議会により構成される。参照：全社協（2017）「全社協Action Report」第98号,18.
- 6 全国社会福祉協議会・施設協議会連絡会と日本社会事業学校連盟によって、合同で、「社会福祉実習のあり方研究会」を設置して各種の研究協議を行い、今後の社会福祉実習のあり方に関する提言をまとめるとともに、現場実習に関するガイドラインが作成されている。詳細については、日本社会事業学校連盟・全国社会福祉協議会編（1993）『新社会福祉施設現場実習マニュアル』全国社会福祉協議会,189-192を参照。
- 7
  - ①利用者（クライアント）を理解し、ニーズを把握する能力を強める。
  - ②利用者（クライアント）やその関係者（家族・親族・友人等）との援助関係を作る能力を強める。
  - ③利用者（クライアント）や関係者（家族・親族・友人等）の問題解決能力を高めるように援助する能力を強める。
  - ④施設・機関・団体等の職員やボランティアとの人間関係を形成する能力を強める。
  - ⑤社会福祉従事者としての職業倫理、施設・機関・団体の運営や職員の就業などに関する規定を学び、組織の一員として仕事を計画し、責任を果す能力を強める。
  - ⑥コミュニティの中の施設・機関・団体としての理解を深め、具体的なコミュニティへの働きかけについて学び、その援助のための能力を強める。
  - ⑦社会福祉専門職業人のあるべき姿と必要な能力を実際に学び、自己を客観視し、解決すべき自己の課題

について明確化し、理解を深める。以上の7項目がガイドラインの骨子である。これは表2にある厚生省通知（昭和63年2月12日）に示された実習内容をそのまま採用しているといっていいただろう。達成課題は「実習の目標」と捉えることができ、種別ごと（15種別）に作成された実習指導計画モデルのなかに「現場実習内容として重点となる事項」として示されているものを「達成課題」としているのである。例えば、老人福祉施設では31項目の達成課題が示されている。

- 8 2001（平成13）年6月27日に、日本社会事業学校連盟（現：一般社団法人日本社会福祉教育学校連盟）と全国社会福祉養成施設協議会（本協会に統合し発展的解消）とが、それぞれ150万円ずつを出捐し、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課の所管法人として「社団法人日本社会福祉士養成校協会」が設立された。（ソ教連ホームページよりURL：[http://www.jaswe.jp/ayumi\\_jascsw.html](http://www.jaswe.jp/ayumi_jascsw.html)）
- 9 2008年、社養協実習教育委員会によって一次案が作成され、2013（平成25）年に新たに「相談援助実習・実習指導ガイドラインおよび評価表」としてまとめられた。日本ソーシャルワーク学校教育連盟のホームページにも掲載されている（[http://www.jaswe.jp/practicum/jisshu\\_guideline2015.pdf](http://www.jaswe.jp/practicum/jisshu_guideline2015.pdf)）。作成にあたっては、社養協会員へ第一次案、第二次案それぞれにパブリックコメントを求めたうえで、理事会承認がなされた。実習教育における最低基準項目として位置づけられている。
- 10 松岡ら（2013）については一部を抜粋したものである。
- 11 A大学においては、社会福祉士養成課程履修許可者が養成課程に所属することができる。そのうえで、一定の科目要件を満たした場合にのみ3年次以上の相談援助実習履修が可能となる。具体的には、文科省令・厚労省令で定める科目名で「現代社会と福祉」「相談援助演習」「相談援助実習指導」「相談援助の基盤と専門職」「相談援助の理論と方法」の2年次までの開講科目について履修・修得の条件が設けられている。実習先については、A大学のあるB県内と限定し、毎年10ヶ所前後の施設・

機関において実施している。実習期間については、8～9月の夏期休業中に集中型で行っている。実習期間中、巡回指導2回、帰校日指導2回を実施している。

- 12 評価表は、ガイドライン〔一次案〕の小項目に沿って作成されたものを使用している。評価項目・51項目と総合評価及び総評コメント欄で構成されている。評価尺度は、1：大変良い、2：よい、3：努力が必要、4：かなり努力が必要、E：経験していない、が設定されている。
- 13 日本社会福祉士会によって1999年度から開始された、社会福祉士の職務に関する知識及び技術の向上、倫理及び資質の向上のために、生涯にわたって研鑽を重ねることを支援する制度。
- 14 社会福祉士の共通基盤として6領域が設定されており、具体的には、「権利擁護」・「生活構造」・「相談援助」・「地域支援」・「福祉経営」・「実践研究」である。

## 【文献】

- (1) 米本秀仁 (2002) 『社会福祉専門職における現場実習の現状とこれからのあり方に関する調査研究報告書』平成13年度「長寿・子育て・障害者基金」福祉等基礎調査（社会福祉・医療事業団委託研究），北星学園大学米本研究室。
- (2) 日本社会福祉士養成校協会 (2015) 『社会福祉士養成新カリキュラムの教育実態の把握と、社会福祉士に必要な教育内容のあり方に関する調査事業 実施報告書』（公財）社会福祉振興・試験センター平成26年度社会福祉振興関係調査研究助成金事業。
- (3) 松岡佐智・田中将太・袖井智子 (2013) 「社会福祉士養成における相談援助実習の実態と課題（1）」『福岡県立大学人間社会学部紀要』22（2），35-54。
- (4) 高木寛之 (2016) 「社会福祉士養成における実習分野間格差の検証－相談援助実習の教育に含むべき項目の分析を中心に－」『社会福祉士』

- 23, 4-11.
- (5) 荒木剛・山本佳代子・通山久仁子・ほか (2015) 「相談援助実習における実習プログラムをめぐる現状と課題－実習指導者へのグループインタビューを中心とした検討－」『西南女学院大学紀要』19, 89-95.
  - (6) 本郷秀和・梶原浩介・田中将太 (2015) 「『相談援助実習ガイドライン』からみた相談援助実習の学習意識」『福岡県立大学人間社会学部紀要』24 (1), 33-53.
  - (7) 社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会 (2018) 「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について (報告書)」(平成30年3月27日).
  - (8) 諏訪徹 (2018) 「地域共生社会の実現に向けた人材の育成」『ソーシャルワーク研究』44 (1)、19-27.
  - (9) 社会福祉振興・試験センター編 (1988) 『社会福祉士・介護福祉士関係法令通知集』第一法規.
  - (10) 社会福祉士・介護福祉士制度研究会監修 (2000) 『第3次改訂 社会福祉士・介護福祉士関係法令通知集』第一法規.
  - (11) 社会福祉士・介護福祉士・社会福祉主事制度研究会 (2018) 『新訂 社会福祉士・介護福祉士・社会福祉主事関係法令通知集』第一法規.
  - (12) 日本社会事業学校連盟・全国社会福祉協議会編 (1993) 『社会福祉施設 [現場実習] 指導マニュアル』全国社会福祉協議会.
  - (13) 日本社会事業学校連盟・全国社会福祉協議会編 (1999) 『新 社会福祉施設 [現場実習] 指導マニュアル』全国社会福祉協議会.
  - (14) 社団法人日本社会福祉士養成校協会監修白澤・米本編 (2009) 『社会福祉士相談援助実習』中央法規.
  - (15) 社団法人日本社会福祉士養成校協会監修長谷川・上野谷・白澤・中谷編 (2014) 『社会福祉士相談援助実習第2版』中央法規.
  - (16) 一般社団法人日本社会福祉士養成校協会実習教育委員会 (2013) 「相談援助実習・実習指導ガイドライン及び評価表」(平成25年11月20日理

事会承認).

- (17) 社団法人日本社会福祉士養成校協会 (2013) 「『相談援助実習・実習指導ガイドライン (案)』『実習評価表 (案)』第二次案の送付およびパブリックコメントの実施について」(通知) 社養協発第2013-3号.
- (18) 日本社会福祉士会編 (2009) 『新社会福祉援助の共通基盤第2版(上)・(下)』中央法規.
- (19) ソーシャルワーク研究編集委員会編 (2018) 『ソーシャルワーク研究 44-1(173)』相川書房.

## Current Situation and Issues in Social Work Practicum

OKAMURA Yukari

### Abstract

Social worker education in Japan aims to acquire high practical skills with emphasis on practical training. However, there are also some problems.

This paper focuses on practical training in social worker training in Japan. For the research method, we extracted the items difficult to be experienced in practical training from the 5-year practical training evaluation data of A university and conducted an interview survey on practical training instructors on those items. Then I examined why it is difficult to experience. Nine items were extracted from the data. The contents concerned the formation of helping relationship, welfare management, regional support and so on. From the results of the interview, it became clear that there was not enough time, that it was not a work of a social worker, and that the actual content was assumed.

**KeyWord** : social work practicum, guidelines, difficult to experience, evaluation list